

国際交流ボランティア登録制度

公益財団法人 高松市国際交流協会

1 趣旨

公益財団法人 高松市国際交流協会(以下“協会”と略します)では、高松における市民レベルの国際交流活動を進める為、国際交流に関心を持ち、ボランティア活動のできる市民の協力を得て、外国の方々との交流や相互理解、友好親善を深めることを目的として、国際交流ボランティアの登録制度を実施します。

2 ボランティアの種類および活動内容

(1) ホームステイボランティア

外国からの来訪者を家族の一員として受け入れ、日常生活の中で親善交流を深めるためにボランティアで民泊を提供するものです。

(2) ホームビジットボランティア

外国からの来訪者の訪問を受け入れ、家庭で2～3時間程度の歓談を行い、親善交流を深めるものです。原則として昼食や夕食の時間帯を避け、食事や宿泊の提供はしません。

(3) 語学ボランティア

通訳、ガイド、翻訳者としての活動など、語学を活用して親善交流を図るものです。

(4) 一般ボランティア

協会の主催・共催する事業をはじめ、各種の国際交流事業においてボランティア活動を行い、親善交流や国際交流事業の推進を図るものです。

3 応募・登録

(1) 応募の条件

国際交流への熱意と理解を有している方で、次の条件を満たしていることが必要です。複数のボランティア活動に応募することもできます。

ア ホームステイ・ホームビジットボランティア

- ・ 原則として高松市民
- ・ 家族全員の理解と合意が得られ、家族ぐるみで受け入れができる方
- ・ ホームステイの場合は、提供できる最低限の部屋がある住まいの方

イ 語学ボランティア

- ・ 高松市内および近郊に在住もしくは勤務している18才以上の方
- ・ 一定程度の外国語能力を有している方

ウ 一般ボランティア

- ・ 高松市内および近郊に在住もしくは勤務している18才以上の方

(2) 申込・登録等

- ・ 登録を希望する方は、所定の用紙により、協会に申し込むものとします。申し込みの受け付けは、随時行います。
- ・ 登録は原則として5年に一度見直し・確認の上、再登録するものとします。

(3) 登録の取消

いずれかの場合は、登録の取消を行います。

- ・ 登録者から辞退の申し入れがあった場合
- ・ 国際交流ボランティアの趣旨に反した場合
- ・ その他 協会において、ボランティアとして不適当と認めた場合(転居、転勤、その他の理由による)

4 ボランティアの利用

(1) ホームステイ・ホームビジット

下記のような、高松市民等との交流を通じて、友好親善を図ることを目的とする外国の方の来訪の場合に利用できるものとし、必要が生じた場合、協会が募集案内を行うものとします。ホームステイの場合、安い宿舎代わりに希望する人は対象になりません。

- ア 協会が主催、共催または後援する事業で招へいた外国の方
- イ 国際交流を目的とした非営利団体、機関の紹介を受けた外国の方
- ウ その他、協会が適当と認めた外国の方

(2) 語学ボランティア・一般ボランティア

次のような場合に利用できるものとします。

- ア 協会が主催、共催または後援する事業
- イ 国際交流を目的とした非営利団体、機関の実施する事業
- ウ その他、協会が適当と認めた場合

5 利用申込・紹介

- (1) 利用希望者は、協会の案件毎の応募案内に基づき、所定の用紙により協会に申し込むものとします。
- (2) 協会は、利用申し込みを適当と認めた場合、登録や利用の条件などを考慮して適当と認める登録者の方と相談の上、紹介するものとします。
- (3) 利用者は利用前日までに協会に来て、必要な事項に関して指示を受けるものとします。

6 費用の負担

(1) ホームステイ・ホームビジット

- ア 受け入れに伴う基本的な費用（食費・宿泊費等）は、登録者の負担とします。
- イ 交通費、通信費、その他個人的な費用は利用者の負担とします。
- ウ 10日間を越えるホームステイの場合、利用者と登録者が別途協議するものとします。
- エ 協会よりホームステイ受入者に対し、必要と判断した場合、規定の謝礼を支払うものとします。

(2) 語学ボランティア・一般ボランティア

- ア 活動中にかかる交通費、食費等の実費は利用者が負担します。
- イ 利用者にかかる費用は利用者の負担とします。

7 その他

- (1) ボランティア活動中に万一事故が生じた場合、協会はその責任を負いません。
- (2) 緊急または不測の事態により、紹介した活動が実施不可能となった場合、協会および登録者、利用者の両者ともその責任を負いません。
- (3) ボランティア活動終了後、登録者、利用者の方にアンケートの協力を求めることがあります。

8 附則

この制度は平成24年6月1日から施行する
この制度は平成28年4月1日から一部改正する

申し込み・問い合わせ

公益財団法人 高松市国際交流協会

高松市番町1-11-63 アイパル香川2F

TEL : 087-837-6003 FAX : 087-837-6005

E-MAIL: tia@kgw.enjoy.ne.jp